

令和3年9月24日

沖縄県社会保障推進協議会

代表者 新垣 安男 殿

糸満市議会

事務局長 大城 裕子



陳情の処理結果について（通知）

本市議会に提出された下記陳情は、第6回定例会の9月22日の会議において採択されました。

記

件名 国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情書

なお、本市議会では、「国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から住民の生活を守るため地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書」を関係機関へ送付しておりますので、参考までに同封します。

国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から住民の生活を守るため地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、3年ごとに国保運営方針の見直しが行われています。

2020年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険税（料）の負担率が高い」という構造的問題を抱えている。」と指摘しています。

コロナ禍において、住民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は命を守る制度として改善が緊急に求められています。

しかし、政府のガイドラインとそれに伴う「国保法改正（案）」では、地方自治の本旨を侵害し、国保の構造的問題解決を妨げる施策が含まれています。

国保運営方針に「保険料の平準化」と「財政均衡」に向けた取組を明記することを努力義務としています。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに国保税（料）の大幅引上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、コロナで苦しむ県民生活を追い込むものとなります。今後も、住民生活を守るために運営方針へ「平準化、財政均衡」の記載必須義務化に反対し、国の財政支援のさらなる強化、法定外繰入れ等により高すぎる保険税（料）を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重するよう強く求めるものです。

国保運営方針で保険料水準統一の年度を定めた都道府県はごく少数であり、「議論する」にとどめた自治体もあります。拙速な「平準化」や「繰入れ解消」は保険税（料）の大幅引上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになります。

さらに政府は普通調整交付金まで見直し、医療費が高くなれば交付金を削ろうとしています。地方自治の根幹を揺るがす圧力にほかなりません。

コロナ禍における国民の生活困窮にも鑑み、以下の項目のとおり、地方自治の本旨に基づき、国保制度を改善するよう求めるものです。

1. コロナ禍の影響を鑑みた国保運営とすること。特に国保税（料）減免を2020年度と同様に全額国の負担で拡充普及すること。国保法44条の一部負担減免にもコロナによる影響を災害とみなして適用し、国の財政支援を行うこと。
2. 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後のとりである市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険税（料）を引き下げるここと。
3. 国保税（料）大幅引上げにつながる「財政均衡」を運営方針記載必須義務に

しないこと。

4. 統一保険料を市町村に強制しないこと。
5. 一般会計からの法定外繰入れは市町村の権限であり、禁止しないこと。
6. 就学前の子供の均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除すること。
7. 保険者努力支援制度に、法定外繰入れなど住民生活を守る施策へのペナルティーは盛り込まないこと。
8. 所得調整機能を損なう普通調整交付金見直しの検討をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

糸満市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るため地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、3年ごとに国保運営方針の見直しが行われています。

2020年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険税（料）の負担率が高いという構造的問題を抱えている。」と指摘しています。

コロナ禍において、住民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は命を守る制度として改善が緊急に求められています。

しかし、政府のガイドラインとそれに伴う「国保法改正（案）」では、地方自治の本旨を侵害し、国保の構造的問題解決を妨げる施策が含まれています。

国保運営方針に「保険料の平準化」と「財政均衡」に向けた取組を明記することを努力義務としています。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに国保税（料）の大幅引上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、コロナで苦しむ県民生活を追い込むものとなります。今後も、住民生活を守るために運営方針へ「平準化、財政均衡」の記載必須義務化に反対し、国の財政支援のさらなる強化、法定外繰入れ等により高すぎる保険税（料）を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重するよう強く求めるものです。

国保運営方針で保険料水準統一の年度を定めた都道府県はごく少数であり、「議論する」にとどめた自治体もあります。拙速な「平準化」や「繰入れ解消」は保険税（料）の大幅引上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになります。

さらに政府は普通調整交付金まで見直し、医療費が高くなれば交付金を削ろうとしています。地方自治の根幹を揺るがす圧力にほかなりません。

コロナ禍における県民の生活困窮にも鑑み、以下の項目のとおり、地方自治の本旨に基づき、国保制度を改善するよう求めるものです。

県から国へ要請していただきたいこと

1. コロナ禍の影響を鑑みた国保運営とすること。特に国保税（料）減免を2020年度と同様に全額国の負担で拡充普及すること。国保法44条の一部負担減免にもコロナによる影響を災害とみなして適用し、国の財政支援を行うこと。
2. 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後のとりである市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険税（料）を引き下げること。

3. 国保税（料）大幅引上げにつながる「財政均衡」を運営方針記載必須義務にしないこと。
4. 統一保険料を県や市町村に強制しないこと。
5. 一般会計からの法定外繰入れは市町村の権限であり、禁止しないこと。
6. 就学前の子供の均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除すること。
7. 保険者努力支援制度に、法定外繰入れなど住民生活を守る施策へのペナルティーは盛り込まないこと。
8. 所得調整機能を損なう普通調整交付金見直しの検討をやめること。

県への要請

1. 統一保険料を市町村に強制しないこと。
2. 一般会計からの法定外繰入れは市町村の権限であることを確認し、禁止しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

糸満市議会

あて先：沖縄県知事

国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るため地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める決議

2018年4月から国民健康保険財政は都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、3年ごとに国保運営方針の見直しが行われています。

2020年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険税（料）の負担率が高いという構造的問題を抱えている。」と指摘しています。

コロナ禍において、住民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は命を守る制度として改善が緊急に求められています。

しかし、政府のガイドラインとそれに伴う「国保法改正（案）」では、地方自治の本旨を侵害し、国保の構造的問題解決を妨げる施策が含まれています。

国保運営方針に「保険料の平準化」と「財政均衡」に向けた取組を明記することを努力義務としています。国保の構造的問題を解決しないまま「平準化」と「財政均衡」を求めれば、さらに国保税（料）の大幅引上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、コロナで苦しむ県民生活を追い込むものとなります。今後も、住民生活を守るために運営方針へ「平準化、財政均衡」の記載必須義務化に反対し、国の財政支援のさらなる強化、法定外繰入れ等により高すぎる保険税（料）を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重するよう強く求めるものです。

国保運営方針で保険料水準統一の年度を定めた都道府県はごく少数であり、「議論する」にとどめた自治体もあります。拙速な「平準化」や「繰入れ解消」は保険税（料）の大幅引上げにつながり、「構造的問題」を拡大することになります。

さらに政府は普通調整交付金まで見直し、医療費が高くなれば交付金を削ろうとしています。地方自治の根幹を揺るがす圧力にほかなりません。

コロナ禍における県民の生活困窮にも鑑み、以下の項目のとおり、地方自治の本旨に基づき、国保制度を改善するよう求めるものです。

県から国へ要請していただきたいこと

1. コロナ禍の影響を鑑みた国保運営とすること。特に国保税（料）減免を2020年度と同様に全額国の負担で拡充普及すること。国保法44条の一部負担減免にもコロナによる影響を災害とみなして適用し、国の財政支援を行うこと。
2. 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後のとりである市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険税（料）を引き下げること。

3. 国保税（料）大幅引上げにつながる「財政均衡」を運営方針記載必須義務にしないこと。
4. 統一保険料を県や市町村に強制しないこと。
5. 一般会計からの法定外繰入れは市町村の権限であり、禁止しないこと。
6. 就学前の子供の均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除すること。
7. 保険者努力支援制度に、法定外繰入れなど住民生活を守る施策へのペナルティーは盛り込まないこと。
8. 所得調整機能を損なう普通調整交付金見直しの検討をやめること。

県への要請

1. 統一保険料を市町村に強制しないこと。
2. 一般会計からの法定外繰入れは市町村の権限であることを確認し、禁止しないこと。

上記のとおり決議する。

令和3年9月22日

糸満市議会

あて先：沖縄県議会議長